

宜野湾道路等の都市計画変更(案)に係る 住民説明会

説明会資料

案件：

那覇広域都市計画道路

【沖縄県決定】

- 1・4・3号 宜野湾道路
- 3・2・1号 国道58号
- 3・1・1号 国道58号宜野湾バイパス

【宜野湾市決定】

- 3・4・60号 伊佐伊利原線

中部広域都市計画道路

【沖縄県決定】

- 1・4・1号 宜野湾道路
- 3・1・1号 国道58号

宜野湾道路等の変更（案）について

1. 都市計画の概要
2. 計画道路の現状
3. 計画概要
4. 都市計画変更（案）
5. 都市計画変更に向けた手続き

1-1 沖縄県の都市計画区域

都市計画区域 (都市計画法第5条)

- 健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するために、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する区域のことで、都市計画法により定められます。
- 都市計画区域内では、都市計画法に基づく土地利用や道路などの施設に関する様々な都市計画が策定されます。

● 那覇広域都市計画区域 (11市町村)

那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町
(旧東風平町の区域)

● 中部広域都市計画区域 (5市町村)

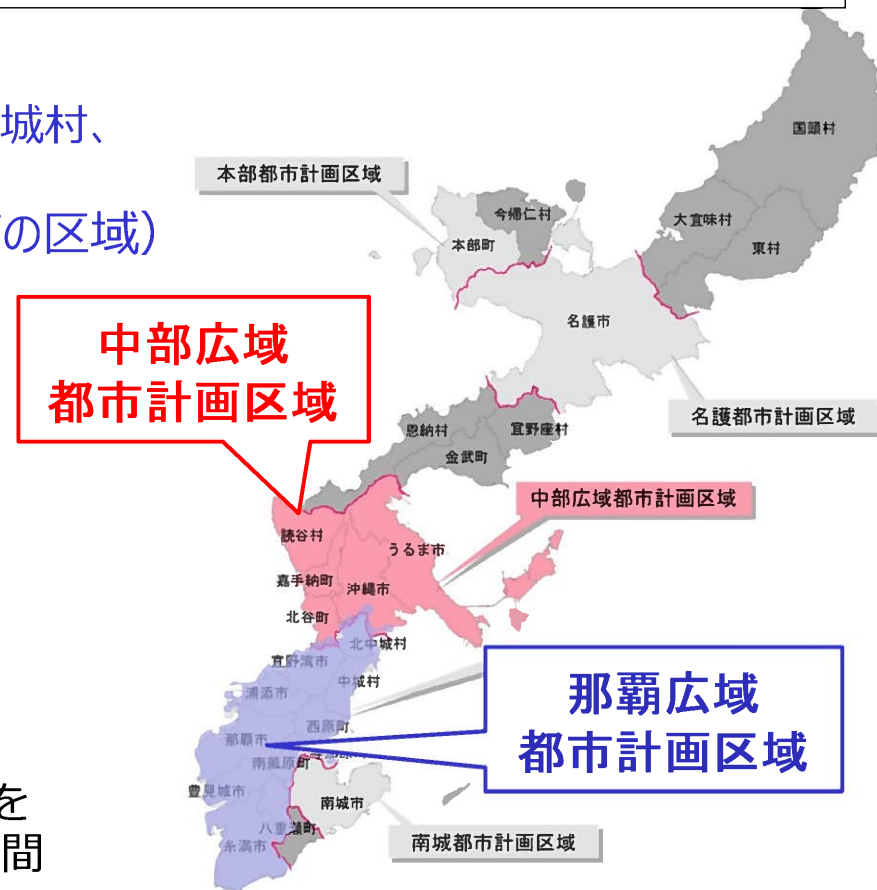
沖縄市、うるま市、嘉手納町、北谷町、読谷村

● 他5つの都市計画区域

南城都市計画区域、名護都市計画区域、本部都市計画区域、宮古都市計画区域、石垣都市計画区域

～都市計画道路とは～

都市計画区域内の市街地における機能的な道路網を形成し、安全で快適な歩道空間、ゆとりある都市空間の形成を図るための都市計画施設です。



1-2 都市計画道路の種類

道路の機能：交通、市街地形成、上下水道等を収容する空間

道路の都市計画を定めるにあたっては、主として交通機能に着目して4つの種別を設定し、これらを適切に組み合わせて、道路の機能が十分発揮できるよう計画されます。

自動車専用道路

- ・ 高速道路
- ・ 一般自動車道など専ら自動車の交通

①宜野湾道路

幹線街路

- ・ 主要幹線道路
- ・ 幹線道路
- ・ 補助幹線道路

②周辺道路整備事業
 (沖縄県決定) 国道58号
 国道58号宜野湾バイパス
 (宜野湾市決定) 伊佐伊利原線

区画街路

- ・ 宅地の利用のための道路

特殊街路

- ・ 都市モノレールなど
- ・ 歩行者専用、自転車専用の道路

1-3 今回の都市計画概要

①【沖縄県決定】

- 道路の追加 [那覇広域] 1・4・3号 宜野湾道路、[中部広域]1・4・1号 宜野湾道路
- 道路の一部変更 [那覇広域] 3・2・1号 国道58号、3・1・1号 国道58号宜野湾バイパス
- [中部広域] 3・1・1号 国道58号

②【宜野湾市決定】

- 道路の一部変更 [那覇広域] 3・4・60号 伊佐伊利原線



1-4 都市計画決定について

都市計画決定とは

- 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備などに関する計画のことです。
- 計画を定めるときは、都市計画法に基づく手続きが必要となります。

都市計画決定がされると

- 都市計画決定がされると、都市計画制限が働き、その区域内においては、建築行為等に一定の制限が加えられます。
- 都市計画制限は、将来の事業の円滑な施行を確保するために行われるものです。

具体的な土地利用の制限

道路の都市計画決定を行うと、その区域内で建築物の建築を行う場合は、県知事等の許可が必要です。（都計法53条）

【許可基準（都計法54条）】

- ① 2階以下で地下を有しない建築物
- ② 木造、鉄骨、コンクリートブロック等の構造部の建築物

また、都市計画事業の事業認可の告示（都計法62条）があった後においては、53条制限より厳しい規制が行われます。（都計法65条）

宜野湾道路等の変更（案）について

1. 都市計画の概要

2. 計画道路の現状

3. 計画概要

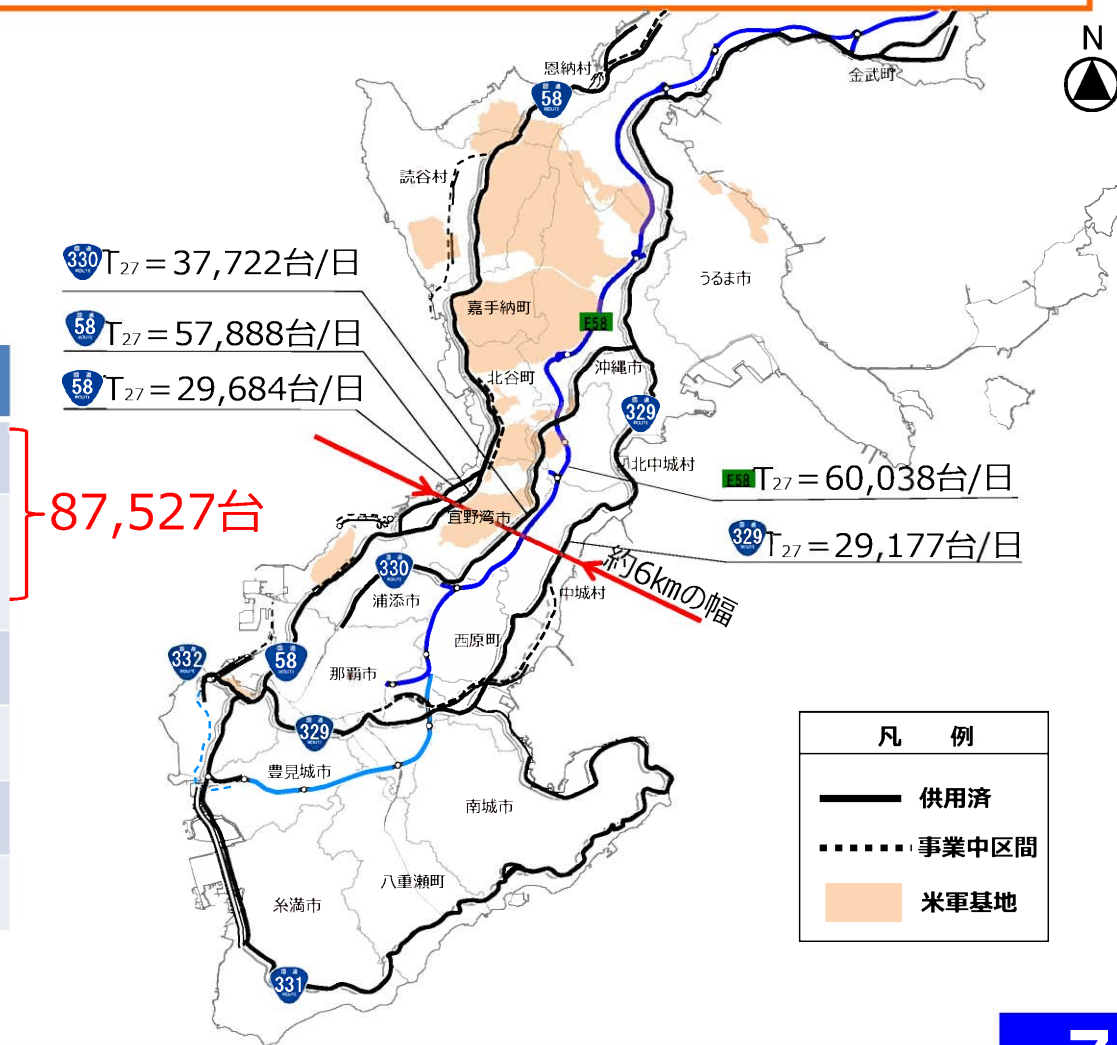
4. 都市計画変更（案）

5. 都市計画変更に向けた手続き

2-1 宜野湾道路の周辺状況（断面交通量）

- 沖縄本島の宜野湾市～中城村は、陸地わずか6kmの幅しかなく、南北を縦断する幹線道路の沖縄自動車道（4車線）、直轄国道（国道58号（6車線）、国道58号宜野湾バイパス（4車線）、国道330号（4車線）、国道329号（4車線））の合計22車線で約21万台／日の交通量となっています。

路線名	車線数	日交通量
国道58号	6車線	57,888台
国道58号宜野湾バイパス	4車線	29,684台
国道330号	4車線	37,722台
沖縄自動車道	4車線	60,038台
国道329号	4車線	29,177台
合計	22車線	214,509台



2-2 宜野湾道路の周辺状況 (交通流)

- 対象区間の国道58号や宜野湾バイパスの交通は、中南部間の交通流が多く、那覇空港・那覇港方面から、中部中心エリアとなる沖縄市・うるま市方面、観光施設の多い西海岸エリアとの結びつきが強くなっています。

▼中南部地域の位置図



2-4 宜野湾道路の周辺状況 (交通事故)

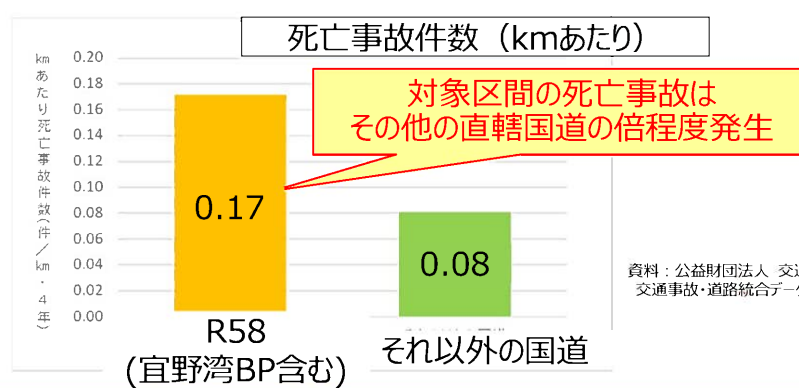
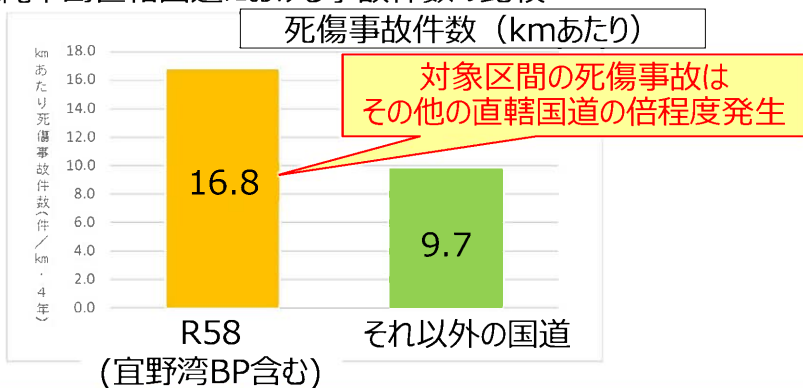
- 対象地域では事故危険区間が複数存在し、交通事故の危険性が高い区間です。
- 対象区間では、沖縄本島における直轄国道の平均値と比べ、死傷事故・死亡事故共に倍程度発生しています。

▼対象区間の死亡事故発生箇所・事故危険区間



資料：事故発生箇所・・・公益財団法人 交通事故総合分析センター 交通事故・道路統合データベース（H27～H30）
 事故危険区間・・・沖縄における交通安全事業について（H23.3沖縄総合事務局）

▼沖縄本島直轄国道における事故件数の比較



資料：公益財団法人 交通事故総合分析センター 交通事故・道路統合データベース（H27～H30）